

(4) 加盟店店頭でのPRツール設置・掲示

加盟店に店頭でのPRツール(加盟店キットの一部)を郵送し、各加盟店に設置・掲示をお願いしました。PRツールは図表45のとおりです。なお、PRツールは食事券利用期間が延長になる都度、再製作・再印刷し差し替え・設置・掲示しました。

図表 45 加盟店店頭に設置・掲示したPRツール

【B2ポスター、A4チラシ】

YAMAGATA
やまがたGoTo
EAT
25%
プレミアム付
キャンペーン

楽しい食事、山形を元気に!!

やまがたGoToEatキャンペーンとは?

国のGoToEatキャンペーンの一環として、山形県内の飲食店や食材を提供する農林漁業者を応援するための、プレミアム付食事券(購入額の25%を上乗せ)を発行するものです。

利用期間延長決定

食事券有効期限
2021年9月30日木まで **延長**
2021年12月15日水まで
現在の食事券をそのまま12月15日までご利用頂けます。

食事券の購入方法
詳しくは、やまがたGoToEatキャンペーンホームページよりご確認ください。

食事券の利用方法
山形県内のキャンペーン加盟店でのみご利用になれます。詳しくは、やまがたGoToEatキャンペーンホームページよりご確認ください。ステッカーやミニのぼりが目印です!

お問い合わせ
コールセンター
TEL:0570-094510 (平日のみ) 9:00~18:00
TEL:0570-032510 (平日のみ) 9:00~18:00

やまがたGoToEatキャンペーン加盟店では、新型コロナウイルス対策を徹底しています。

マスクを着用しています
こまめに手洗いをしています
適切な距離を確保しています
店舗内・外消毒を随時行っています
定期的に換気をしています
パーティションを活用しています

ステッカーやミニのぼりが目印です!

やまがたGoToEatキャンペーン

当店で利用できます!

【ミニのぼり】



【ステッカー】

YAMAGATA
やまがたGoTo
EAT
25%
プレミアム付
キャンペーン

楽しい食事、山形を元気に!!

食事券有効期限 2021年12月15日水まで
現在の食事券をそのまま12月15日までご利用頂けます。

当店で利用できます!

【スイングPOP】

YAMAGATA
やまがたGoTo
EAT
25%
プレミアム付
キャンペーン

楽しい食事、山形を元気に!!

食事券有効期限 2021年12月15日水まで
現在の食事券をそのまま12月15日までご利用頂けます。

**当店で利用
できます!**

8 不正防止策

(1) 給付金規程のホームページへの掲載

「サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金及び飲食業消費喚起事業に関する給付規程」はホームページ上の文言（下図の枠囲み部分）にリンクさせ、全文を掲載しました。

図表 46 給付金規程のホームページへの掲載



キャンペーン概要

食事券の販売場所

食事券利用可能店舗一覧

よくあるご質問

お問い合わせ

お知らせ

2022.01.04 コールセンター営業終了のご案内

2021.12.16 Go To Eatキャンペーン最終換金スケジュールについて

2021.12.16 【利用者の方】Go To Eatキャンペーンは終了いたしました

[> 一覧を見る](#)

Go To Eat キャンペーンをご利用いただく皆様へ

当該食事券の購入するにあたっては、サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金及び飲食業消費喚起事業給付金に関する給付規定（令和2年10月9日付け2食産第3487号）に基づく申請が必要となります。

申請については、食事券発行事業者（フィデア情報総研・凸版印刷共同事業体）が利用者の皆様に代わり申請することにより本食事券の購入が可能となります。

なお、サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金又は飲食業消費喚起事業給付金を申請するにあたり、下記の4項目に対して宣誓いただく必要があります（Go To Eat キャンペーンの利用者は、食事券を購入することにより、以下の宣誓事項に同意するものとします。）。

1 申請書類の内容に虚偽がないこと。

2 農林水産省大臣官房参事官（経理）又は大臣官房予算課経理調査官の委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取等の調査に応じること。

3 不正受給が判明した場合には、「サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金及び飲食業消費喚起事業給付金に関する給付規程」に従い給付金の返還等を行うこと。

4 「給付金給付規程」に従うこと。

サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金
及び飲食業消費喚起事業給付金に関する給付規程

（通則）

第 1 条 サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金及び飲食業消費喚起事業給付金（以下「給付金」という。）の給付については、この規程に定めるところによる。

（趣旨・目的）

第 2 条 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響により、飲食業等の産業が深刻な状況に追い込まれており、給付金の給付により、感染拡大で失われた外食を利用する消費者の流れを取り戻し、外食における消費を促すことで、飲食業に対する需要喚起を図ることを目的とする。

（給付金に係る事務を行う者）

第 3 条 この規程に基づく給付金に係る事務については、経済産業大臣から会計法（昭和 22 年法律第 35 号。以下「会計法」という。）第 13 条第 2 項及び第 24 条第 2 項の規定により事務の委任を受けた農林水産省大臣官房参事官（経理）（以下「参事官」という。）及び大臣官房予算課経理調査官（以下「経理調査官」という。）又は農林水産大臣から会計法第 13 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の規定により事務の委任を受けた参事官及び経理調査官が行うものとする。

（給付の対象）

第 4 条 給付金は、参事官が別途指示する開始日から令和 3 年 6 月 30 日（予定）までの間（以下「キャンペーン期間」という。）に、次の各号のいずれかに該当し、給付金の給付の申請を行う消費者（以下「申請者」という。）に対して給付する。この場合において、次の各号に規定する経済産業大臣から指定を受けたオンライン飲食予約事業者又は食事券発行事業者及び経済産業大臣又は農林水産大臣から指定を受けた食事券発行事業者については、速やかに公表するものとする。

- 一 経済産業大臣から指定を受けたオンライン飲食予約事業者（以下単に「オンライン飲食予約事業者」という。）が提供する飲食予約システムを通じて飲食を予約し、実際に来店し飲食の提供を受けたことを条件として、当該オンライン飲食予約事業者が運営

以下省略。ホームページには給付規程全文を掲載。

(2) 飲食店による自己取引、架空取引、虚偽報告防止

ア 利用済食事券の券面確認等の厳格化

利用済食事券は本券裏面に利用された加盟店の押印を義務化し、換金請求書とともに専用封筒によって事務局に郵送することとしました。

事務局（再委託先：㈱日専連ライフサービス）では、利用済食事券が真正な券であることの券面確認、裏面押印確認（換金請求書店舗名との一致等）、利用済食事券枚数・金額と換金請求書記載内容の一致確認等、換金請求に際しての確認を徹底・厳格に実施しました。

なお、本券裏面への利用された加盟店の押印もれ、利用済食事券枚数・金額と換金請求書記載内容の不一致など、換金請求に不備がある場合は、事務局から当該加盟店に架電確認、不備解消、必要書類の再送等を依頼し、不備解消後に換金請求に応じました。

イ 店舗ごと固有の店舗番号等を事前印刷した換金請求書（成りすまし防止）

換金請求書の用紙は加盟店ごとに固有の店舗番号、店舗名を事前印刷し、加盟店キット送付時に各加盟店に郵送しました。これにより、当該加盟店以外の者による「成りすまし」換金請求、架空取引の防止を図りました。

図表 47 換金請求書 用紙(A4 版)

固有の店舗番号、
店舗名を事前に
印刷

やまがた Go To Eat キャンペーン事務局 宛
(代表事業者：㈱フィデア情報総研)

請 求 書
【口座振込用】

利用取扱店舗登録番号
0209602-309891

令和 年 月 日

請求者所在地・住所

様

請求者名称・氏名

請求者代表者職氏名(法人のみ)

ご担当者氏名

ご連絡先(TEL)

《誓約・同意事項》

- 請求に当たって、やまがた Go To Eat キャンペーンプレミアム付食事券以外の食事券が含まれていないことを確認しています。
- 請求に当たって、複写または偽造された食事券が含まれていないことを確認しています。
- 上記内容の食事券を同封した場合は、速やかに該当する数量の相当額を返還します。
- 加盟店登録申請時に登録した口座に振込まれることに同意します。
- 本請求書の控えと食事券の利用取扱店控えを保管することを確認しています。

上記誓約・同意事項に同意し、下記のとおり請求します。

使用済食事券の枚数	枚	①
請 求 金 額 【①×1,000円】	百万 千 0 0 0 円	/

事務局利用欄

ウ 再委託先からの換金請求実績報告精査の厳格化

換金請求食事券受付・確認・員数カウントを委託した再委託先（㈱日専連ライフサービス）から換金請求締切の都度事務局（㈱フィデア情報総研）に提出される換金請求実績報告について、逐次厳格に精査し、自己取引、架空取引につながる異常・大量な換金請求発生が無いか、確認を徹底しました。

（３）飲食店による加盟店要件の偽装等防止

ア 同意書の徴求

飲食店による加盟店登録申請時、Go To Eat キャンペーン参加飲食店同意書（P34 図表 39）を徴求し、加盟店要件の偽装を防止しました。

イ 保健所発行の飲食店営業許可証（写）の徴求

加盟店登録申請時に保健所発行の食品衛生許可証（写）の提出を義務付け、実態のない店舗が加盟することを防止しました。

ウ 換金請求代金振込指定口座通帳（写）の徴求

加盟店登録申請時に換金請求代金振込指定口座通帳（写）の提出を義務付け、架空口座による取引等を防止したほか、㈱荘内銀行に依頼してすべての換金請求代金振込指定口座について（一社）全国銀行協会による存在確認を行いました。これによって、換金請求代金の振込に係るエラー・事故を防止しました。

（４）利用済食事券の無効化処理

利用済食事券が加盟店から事務局（再委託先：㈱日専連ライフサービス）に郵送され回収された際、事務局ではすべての回収した食事券に“パンチ”で穴を開け、無効処理しました。

（５）消費者による食事券の偽造・買占め・転売防止

ア 食事券の偽造防止

食事券の偽造防止策は以下のとおりです。

図表 48 食事券の偽造防止

【冊子表紙】

